

役員等の報酬、手当及び旅費に関する規程

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

(沿革) 平成26年 4 月 1 日、平成27年 4 月 1 日、平成28年 4 月 1 日、平成31年 4 月 1 日、令和 3 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日
一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）定款第 15 条第 3 項並びに第 31 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、手当及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬、手当を支給する役員の範囲)

第 2 条 定款第31条第 1 項ただし書に規定する理事及び監事は、定款第24条第 2 項に規定する理事長、同条第 3 項に規定する専務理事、常務理事及び技術担当理事並びに同条第 1 項第 2 号に規定する監事とする。

(報酬、手当)

第 3 条 前条に規定する理事及び監事のうち協会を主たる勤務先として日常的に協会の監査を行う監事には、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、兵庫県から派遣された専務理事及び常勤理事については、兵庫県と締結した「職員の派遣に関する協定書」に基づく手当を支給する。

- 2 公認会計士の資格を有する非常勤の監事には、職務の執行に応じた報酬を支給する。
- 3 役員等には、退職手当を支給しない。

(報酬、手当の額及び支給方法)

第 4 条 前条第 1 項による理事及び監事の報酬及び手当（通勤手当を除く。以下「報酬等」という。）の額は、別表 1 に定める額の範囲内で評議員会において決定する。

- 2 前条第 1 項による理事及び監事の通勤手当の額は、「職員給与規程」に定める例により算定した額とする。
- 3 前条第 2 項による監事の報酬の額は、別表 2 に定める額とする。
- 4 報酬及び手当の支給方法については、「職員給与規程」の適用を受ける者の例による。

(旅費)

第 5 条 役員等が業務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の種類、額及び支給方法は、「職員旅費規程」の適用を受ける者の例による。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日制定の「役員等の給与及び旅費規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

区 分	勤務形態	報 酬 等 の 年 額
理 事 長	週 4 日	720 万円以内
専 務 理 事（県派遣）	週 5 日	1,010 万円以内
常 務 理 事（県派遣含む）	週 5 日	2,300 万円以内（3 名分）
監 事	週 3 日	330 万円以内

別表 2（第 4 条第 3 項関係）

区 分	報 酬 の 額
監 事	1 時間当たり 12,000 円